

【公募要領】私費外国人留学生授業料減免（2025 年度版）

1. 【制度の趣旨】

私費外国人留学生授業料減免は、東洋大学及び東洋大学大学院に在籍する私費外国人留学生の教育推進と経済的負担の軽減を目的とした制度です。授業料減免を受けられる皆さんは勉学に励み、卒業後社会に貢献し、本学の校友として交流を図り、国際的ネットワークの推進に協力してください。

2. 【減免率】

学部生(2018 年度 4 月以降入学)	1 年生は授業料の 30%相当額、 2～4 年生は学業成績に応じて、授業料の 20～40%相当額
----------------------	---

3. 【資格】

- (1) 正規の課程に在学する私費による外国人留学生で、春学期は 5 月 1 日、秋学期は 10 月 31 日に在留資格が「留学」で在学している者（外国政府派遣の者は除く。）
- (2) 経済的に修学が困難な者
- (3) 親、兄弟、親戚等からの仕送り額が学費を除き月額 12 万円以下の者
- (4) 別表第 1 の学業成績基準を充足した者
- (5) 最短修業年限内の者（学部生は 4 年間（8 セメスタ））※休学期間は含まない
- (6) 大学が指定する期間内に ToyoNet-ACE「留学生授業料減免申請」コースより、アンケートフォーム「授業料減免申請」に回答している者
- (7) 試験における不正行為者等、学則に定める懲戒該当者でないこと
- (8) 東洋トップグローバル奨学金 A の受給者（減免対象期間に資格が中断している者を除く）、スポーツ奨励奨学金 A 種の受給者でないこと

※基準日より前に在留資格「留学」以外に変更手続きし、変更が認められた場合は減免対象となりません。

《（4）の学業成績基準について》

<別表第 1>

○【学部生】学業成績基準(2018 年 4 月以降入学)

学部生		1 年次	2 年次	3 年次	4 年次
		1・2 セメスタ	3・4 セメスタ	5・6 セメスタ	7・8 セメスタ
適格	GPA/減免率	授業料の 30%減免	各年次（2 セメスタ）の GPA 値により、次のとおりとする。 GPA 値 3.8 以上：授業料の 40%減免 GPA 値 3.1 以上 3.8 未満：授業料の 30%減免 GPA 値 2.9 以上 3.1 未満：授業料の 20%減免		
	前学年修了時点の累積修得単位(卒業)	履修登録が完了している者	34 単位以上	68 単位以上	104 単位以上

	必要単位数のみ)				
失格		1 年次修得単位数が 0 の場合、2 年次以降の減免を受ける資格を失う。	2 年次修得単位数が 0 又は卒業延期が判明した場合、3 年次以降の減免を受ける資格を失う。	3 年次修得単位数が 0 又は卒業見込みがない場合、4 年次の減免を受ける資格を失う。	

- 1 減免の判定は、新入生は履修登録を完了した時、2 年次以降については学年進級時に行う。
- 2 再入学者、復学者は、在学時の成績を上表の学業成績基準に照らして判定する。
- 3 東洋大学以外の大学から編入学、転入学した者又は転部転科した者は、当該年度の選考に限り、1 年次として取り扱う。

<GPA 算出式>

$$\{ (S \text{ の修得単位数} \times 4.3) + (A \text{ の修得単位数} \times 4.0) + (B \text{ の修得単位数} \times 3.0) + (C \text{ の修得単位数} \times 2.0) + (D \text{ の修得単位数} \times 1.0) + (E \text{ の修得単位数} \times 0.0) + (* \text{ の修得単位数} \times 0.0) \} \div \text{総履修登録単位数}$$

※GPA 算出時の修得単位数及び履修登録単位数は、直近に在学していた 2 セメスタの卒業要件単位とします（過去の学年のすべての累積ではありません）。

※交換留学等により認定される「T」評価の単位は GPA に含めることはできません。

※累積修得単位数の基準について、他の大学から東洋大学に編入学や転入学される方は、各学年終了時に必要な単位数の基準を注意して確認してください。在籍していた大学からの単位認定が少ない場合、東洋大学へ入学後、多くの科目を履修登録しないと、翌学年以降の授業料減免が受けられなくなってしまう可能性があります。

5. 【申請時期・申請方法・結果発表】

対象学生	申請受付期間	減免対象期間	申請方法	結果発表（予定）
春学期新入生 (2025 年 4 月入学者)	2025 年 4 月 10 日(木)～ 5 月 8 日(木)	2025 年度春学期 2025 年度秋学期	ToyoNet-ACE 「留学生授業 料減免」 コース	2025 年 7 月 11 日(金)
秋学期進級生 (2025 年 10 月進級者)	2025 年 7 月 15 日(火)～ 7 月 27 日(日)	2025 年度秋学期 2026 年度春学期	ToyoNet-ACE 「留学生授業 料減免」 コース	2025 年 9 月 29 日(月)
秋学期新入生 (2025 年 10 月入学者)	2025 年 10 月 7 日(火)～ 10 月 19 日(日)	2025 年度秋学期 2026 年度春学期	ToyoNet-ACE 「留学生授業 料減免」 コース	2025 年 12 月 12 日(金)

春学期進級生 (2026年4月進級者)	2026年1月9日(金)～ 2月1日(日)	2026年度春学期 2026年度秋学期	ToyoNet-ACE 「留学生授業 料減免」 コース	2026年3月27日(金)
------------------------	--------------------------	------------------------	--------------------------------------	---------------

※結果発表は ToyoNet-ACE の「レポート」より通知を配信する予定です。

※在留資格変更等の理由により、正規の申請受付期間内に減免申請手続きが出来なかった場合、その他の申請受付期間内に減免申請できる可能性があります。詳しくは各キャンパスの学生生活担当窓口にご相談ください。

<申請から決定までの流れ>

- ① 全私費外国人留学生は、対象となる申請受付期間の開始日までに、ToyoNet-ACE の「留学生授業料減免」コースに登録されます。
- ② 申請希望者は、「【公募要領】私費外国人留学生授業料減免」をよく読み、期限内に申請手続きを行ってください。
- ③ 申請内容と学業成績等によって、減免の可否、減免率等が決定されます。

6. 【減免の取消し】

授業料減免対象者が次のいずれかに該当する場合は、減免の資格を失います。また、授業料減免対象者が何らかの理由で減免対象外となった場合は、すでに減免された分の授業料の追加納入の必要が生じることがあります。

- (1) 3. 【資格】に定める (1) ～(8)に該当しなくなった場合。
- (2) 学則に規定する退学、停学又は譴責の処分を受けた場合。
- (3) 退学又は除籍となった場合。
- (4) その他、大学が減免対象者として相応しくないと認めた場合。

7. 【採用期間（学期）中に休学をした場合の手続】

授業料減免対象者が休学をする場合、休学期間中は減免が中断されます。復学した学期に以下の手続を完了し、再度減免の資格を満たしていることが確認できれば、減免を再開することができますので、休学される方は必ず期限内に手続を完了してください。

○手続方法：学生支援課（mlgaku-f@toyo.jp）宛に減免の再開を希望する旨を連絡し、所定の手続を完了すること。

○手続締切：春学期に復学する場合は4月中、秋学期に復学する場合は9月中。

8. 【成果報告】

在学中に一度でも私費外国人留学生授業料減免を受給された方は、卒業前に「成果報告書」を提出いただきます。提出方法等については、別途お知らせ致しますので、ご承知おきください。

9. 【海外大学へ留学する場合の注意事項】

海外大学等に留学中に進級する（学年が上がる）場合、その時点では留学先の大学で履修している単位が本学では認定されていないため、留学出発前に「3. 資格(4)」の学業成績基準を満たしていな

い限り、留学中に帰国後の学期の減免申請をしても減免対象外となります。

しかし、帰国後に留学中の単位が認定され、学年進級時に遡って「3. 資格(4)」を満たすケースもあります。もし留学中に帰国後の学期の減免申請をしていた方で、一度減免対象外となっていたものの、このケースにあてはまる場合は、単位認定後 2 週間以内に奨学金担当窓口に申し出てください。審査の結果、減免対象者と認められた場合は、後日、減免相当額の還付（学費納付前であれば減免）を受けられる可能性があります。ただし、この手続により、減免対象者となることが確約されているわけではありません。留学と同時に帰国後の学期の減免申請を検討されている方は、必ず事前に奨学金担当窓口にご相談ください。